

つ  
心  
癒  
の  
家

新商品の  
ご案内♪

「癒しの家 エコプラス」

これからのお住まいを考え、構造、断熱、仕様を見直し、日本の文化を継承し、明るい未来に向かって家族の絆を深め、楽しく活気に満ちた毎日を過ごすために、お手頃な価格で高品質のエコ+仕様をご紹介いたします。

6月28日(土)29(日)に発表会(予約制)を開催いたします。

ご興味のある方はお電話にてご予約の上、ぜひお気軽にご参加下さい!

TEL 0875-74-3881

高機能・高性能が見える家!!

～設計住宅性能評価を獲得した家の全貌をご覧下さい～

多度津町  
にて

予約制

# 構造見学会開催

2014.5.31(土)6.1(日)

AM10:00  
▼  
PM5:00

2日間  
限定!

※予約制の為、見学ご希望の方は、5/28(水)まで弊社に、お電話又はメールにてお問い合わせ下さい。  
ご見学希望の方にのみ現場の地図をお送りします。



※写真は2014年4/22に撮影したものです。

- ・耐震等級3
  - ・耐風等級2
  - ・省エネルギー対策等級4
  - ・高齢者等配慮対策等級4
- 上記の性能を第三者機関による認定のもと、取得しています。等級について詳しい事が知りたい方はもちろん、性能だけではなく、デザイン性や生活しやすい間取りにご興味がある方は是非ご予約を!。

自由にゆっくり見られます

キッズコーナーあります!  
スタッフが常駐して  
おりますので、  
小さなお子様連れの方も  
大歓迎!!  
安心してお越し下さい。



安らぎと時の流れを楽しむ癒しの空間

弊社モダンダイニングルーム  
**OPEN**



弊社1階ギャラリーにモダンダイニングがオープンしました。

家族で過ごす一時を大切に、より充実した日々を想像した空間です。

毎日の生活に潤いを与え、ゆったり、のんびりした日々を過ごしてみませんか。

ぜひ一度、お気軽にお立ち寄りください。

○お問い合わせは

〒767-0001 香川県三豊市高瀬町上高瀬4-1

Tel 0875-74-3881 FAX 0875-74-3882

<http://www.tsuoya.jp/>

メールアドレス : info@tsuoya.jp



## 竹細工教室

6月22日(日)

※5月16日(金)までに  
ご予約お願いします。

時間 13:00～

定員 20名様

参加費 500円／1作品につき

※ご予約の際に作品数とお子様の  
年齢をお知らせ下さい。

※刃物を使いますので、小学校低学年以下の  
お子様は、保護者様と一緒に作業をお願いします。

当日何を作るかは、来て頂いての  
お楽しみ♪大人は童心にもどり、  
また子供は自然のものに触れ、作  
品を作り上げることの喜びを体験  
してみてください。

一級建築士事務所香川県知事登録第1325号  
香川県知事許可(特-25)第1181号

木曽・東濃檜造りの家

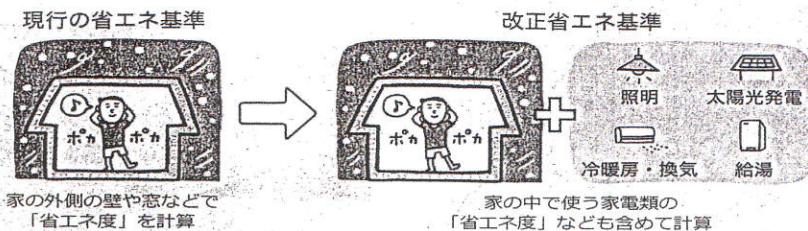
壺谷建設株式会社

# 2020年に日本の住宅が変わる？

2020年  
までに出来る  
事は？

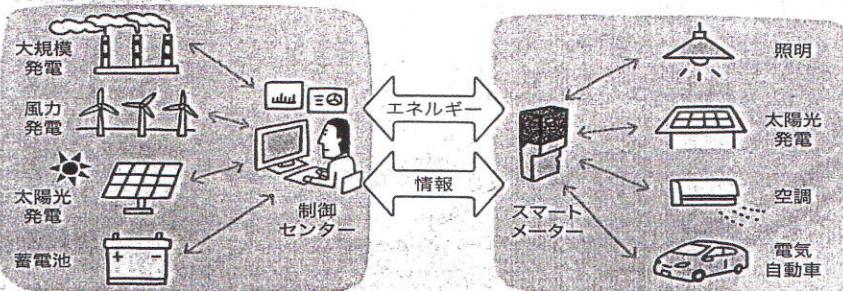
2020年までに新築住宅の省エネ義務化を視野に改正基準が公布され、日本の住宅においても大きな変化が予想されます。新築されるすべての家が夏涼しく冬暖かくなり、ライフスタイルに合わせて電気料金をコントロールしやすくなります。

## 2020年に義務化が検討される改正省エネ基準とは？



従来は断熱性の高い断熱材や窓などを使っているだけでよかつたが、2020年までにすべての新築住宅で義務化が検討されている改正省エネ基準では住んでいる地域、家の向きや隣家の有無による日差しの量、さらにはエアコンや照明の性能などを計算して、消費電力量を抑えることが求められる。

## 2020年代、全世帯にスマートメーター導入も？



スマートメーターとは、電気の消費量をデジタルで計量するとともに、通信機能を搭載して遠隔検針や遠隔開閉できる計量器。地域全体で電力消費を適正化するスマートグリッド化には欠かせない。きめ細かな割安料金メニュー設定によって光熱費が削減しやすくなり、家の家電を外出先からコントロールするなどの利便性向上が期待されている。

## 改正省エネ基準で注目される低炭素住宅

低炭素住宅のエネルギー消費量は

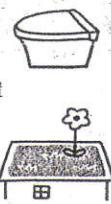


改正省エネ基準の家よりさらに



低炭素住宅と認定されるには  
以下の8項目中2つを満たす必要も

- ① 節水トイレなどの機器
- ② 雨水・雑排水などの利用
- ③ HEMSの設置
- ④ 再生可能エネルギーと蓄電池設置
- ⑤ 敷地、屋根、地面の緑化など
- ⑥ 劣化軽減装置
- ⑦ 木造
- ⑧ 高炉セメントなどの使用



改正省エネ基準の義務化は2020年だが、13年から施行されている。その際登場したのが低炭素住宅認定制度だ。低炭素住宅では1次エネルギー消費量を改正省エネ基準よりさらに10%以上削減し、かつ左の8項目の中から2項目以上当てはまることが条件となる。認定されると、下記のように住宅ローン減税が長期優良住宅と同じように受けられる。

## 低炭素住宅と長期優良住宅は税金が多く戻ってくる

低炭素住宅と長期優良住宅は戻る税金が多い

※カッコ内は一般住宅の場合

入居年	控除対象 借入限度額	毎年の 控除率	控除期間	最大控除額 (10年間の合計)
～2014年3月	3000万円 (2000万円)	1.0%	10年	300万円 (200万円)
2014年4月 ～2017年12月(注)	5000万円 (4000万円)	1.0%	10年	500万円 (400万円)

(注) 住宅の消費税が8%または10%の場合。それ以外の場合は2014年3月以前の制度と同様

長期優良住宅は、省エネ基準（現在は改正前の基準）のほかに、耐震性や構造躯体の劣化対策などクリアすべき基準があるが、低炭素住宅は改正省エネ基準のみため建築コストを抑えやすい。しかし住宅ローン減税は長期優良住宅と同等に受けられる（ほか、フラット35の中でもより金利が有利なプランを利用できるなどメリットが多い）。

※日本経済新聞2014年住宅広告特集より抜粋  
※つばや流が必要ない方は、お手数ですが弊社までご連絡下さい。